

お買物愛市
地産地消 運動 展開中!!

お買い物
ご飲食
ご用命は
市内で!

企業を育て地域を伸ばす商工会議所

FRONTIER

TOWADA CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY

十和田商工会議所ニュース

商工会議所広報
市民版

■発行／十和田商工会議所
〒034-8691 十和田市西二番町4-11
電話 (0176) 24-1111 F A X 24-1563
U R L http://www.towada.or.jp
E-mail towada@towada.or.jp

■発行人／稲本 純一
■平成16年 5月23日発行



青森市は「ウォーカブル
タウン（遊歩道）の創造」、
黒石市は「こみせを核に
したまちづくり」、弘前市
は「生き生きとした暮らし
の舞台とするために」、三
沢市は「国際色に彩られた
賑わい商空間づくり」と各
テーマを設けています。

左の写真は黒石の TMO
津軽こみせ(株)が再整備を計
画する「こみせ会館」(上・
日本商工会議所 HP 街づ
くり情報ナビゲーターから)
と三沢 TMO が計画する
(仮称) アメリカ村広場
及び核テナントのイメージ
図(下・三沢市公式 HP ア
メリカ村計画から)



中小小売商業高度化事業の地区概図



中小小売商業高度化事業の構想

1. 複合的土地・建物利用事業

- ◎個店集合形式の商業集積施設整備を推進する。
- ◎建物の共同化・ポケットパークの創出などにより、低利用度の用地・建物を活用し、地区内の個店の事業再構築を進める。
- ◎「まちづくり協定」締結事業の取り組みを開始する。
- ◎事業のマーケティング、運営ソフトを充実する。

2. 空き店舗・大規模空き店舗活用事業

- ◎高齢者の楽しみづくり、暮らしのサポートを軸として、空き店舗・大規模空き店舗を活用する。
- ◎アミューズメント性業種・業態の誘致、NPO活動拠点の整備を図る。
- ◎空き店舗の所有・管理実態と、個別の貸与条件等の活用可能性について、詳細な把握と管理・関与の体制を構築する。
- ◎商業・サービス業店舗のテナントに加え、高齢社会の福祉活動など、市民団体や公益サービス組織の展開拠点を組み合わせたシンボル空間に再設計する。

3. パティオ・パサージュ等整備事業

- ◎低利用度用地、遊休地を活用し、多面的な商業・サービス提供機能を組み合わせた空間を整備する。
- ◎新規の高齢社会対応業種を誘致する。
- ◎統一性・デザイン性のある空間設計を行う。
- ◎高齢者に対応した魚菜市场型店舗、コミュニティセンター的なサービス提供機能、住宅、駐車場等を組み合わせたミニ・ショッピングモールの整備を進める。

4. 集合店舗整備事業

- ◎高齢者の暮らしを支える商住複合空間としての利便性にぎわいを確保する。
- ◎生鮮三品店舗誘致などを含む集合店舗整備等を進め、今までにない業種・業態の取り組みを進める。
- ◎小観光の素材として活用できる店舗や作業場づくりを進める。

十和田市中小小売商業高度化事業構想

構想認定



4事業が柱
パティオ・パサージュ
整備事業など

当所では今年2月27日、十和田市中小小売商業高度化事業構想(いわゆるTMO構想)の認定申請書を十和田市に提出し、3月19日付けで市から認定を受けることができました。今年度に入り、早速設立に向け動き出した十和田TMO(十和田まちづくり機関)は、その設置規程や委員、組織構成などについて、先般開催されました当所常議員会で承認されました。

認定を受けたTMO構想の事業内容は、左図に示すとおり複合的土地・建物利用事業など、主に4つの事業を柱としています。そして、基本的な狙いを①高齢市民の街なか暮らしを支える②アクセスを改善し駐車場を確保する③商業機能をコンパクトにし限界性を強める。としています。「まちづくりは市民の手で」と平成12年8月に十和田市中心市街地活性化基本計画を市が策定して以来、当所では13年度にTMO推進協議会を、14年度にTMO構想策定協議会を立ち上げ、意見集約の上、さらに実現可能なものを優先した結果、15年度にこのTMO構想にたどりつきました。

企画調整の推進組織

先般開催されました当所常議員会では、まちづくり機関として十和田TMOという名称と組織の設置を承認しました。5月下旬にはこの組織の会合を開催し、活動を開始していきます。また、ハード・

県内6番目のTMO認定

県内では平成12年6月に青森商工会議所、同年8月に黒石の津軽こみせ(株)(第3セクター)、14年3月に弘前商工会議所、15年3月に三沢市商工会、今年3月3日にはむつ商工会議所と相次いでTMO構想が認定されました。そして同じく今年3月19日、十和

ソフトを織りませた柱となる4つの事業は、優先順位は別として、実施時期を5年ぐらゐの中期的スパンでとらえています。そして構想に掲げる事業の実現のためには、事業企画立案段階における総合的な検討を進め、地権者、市民・商業者をはじめ利害関係組織の具体的な合意形成を図らなければなりません。さらに、構想に基づき、事業実施予定者と共同して、中小小売商業高度化事業計画を作成することになります。十和田TMOは、それら商業活性化事業の企画調整を実施する推進組織として活動していきます。

平成16年度日本商工会議所検定試験のお知らせ(当所実施分のみ、関連団体の検定含む)

各種検定		回次	検定日	受付期間	受験料(税込)	
簿記	1～4級	第108回	11/21(日)	10/1(金)～10/22(金)	1級 7,140円	2級 4,080円
	2～4級	第109回	2/27(日)	1/4(火)～1/24(月)	3級 2,040円	4級 1,530円
ビジネスコンピュータ	3級		7/4(日)	5/28(金)～6/14(月)	1級14,000円	2級10,190円
	2級	第13回	9/12(日)	7/14(水)～8/17(火)	3級 6,120円	
日本語文書処理技能	1～3級	第7・14回	2/20(日)	12/16(木)～1/19(水)		
	3級		7/3(土)	5/28(金)～6/14(月)	1級 9,690円	2級 8,160円
販売士	1・2級	第20・34回	10/3(日)	8/23(月)～9/13(月)	3級 6,120円	
	3級		11/13(土)	9/27(月)～10/14(木)		
珠算	3級	第54回	7/10(土)	5/27(木)～6/17(木)	1級 7,140円	2級 5,100円
	2級	第32回	10/6(水)	8/23(月)～9/13(月)	3級 3,570円	
	1・3級	第32・55回	2/16(水)	12/21(火)～1/24(月)		
	準級・下級・暗算		8/1(日)	6/21(月)～7/7(水)	1級 2,040円	2級 1,530円
	準級・下級・暗算	第172回	10/24(日)	8/30(月)～9/22(火)	3級 1,330円	
	準級・下級・暗算	第173回	12/12(日)	10/25(月)～11/10(水)	4～6級 920円	7～10級 820円
			2/13(日)	12/6(月)～1/5(水)	準1級 1,730円	準2級 1,430円
					段位 2,550円	暗算 820円

※日本語文書処理技能検定試験(3級)、ビジネスコンピュータ検定試験(3級)につきましては、原則として上記の年2回実施。その他希望に応じて随時施行致します。(機械設備があり10名以上の団体申込みに限ります)
その場合検定施行日を指定し、実施日の前月1日から15日までの期間に当所備え付けの申込み用紙にてお申込み下さい。詳しくは下記までご連絡下さい。

十和田商工会議所
〒034-8691 十和田市西二番町4-11 ☎0176-24-1111 F A X 0176-24-1563

市内循環
100円バス

中心市街地全体の賑わいへ

融資対象者	①倒産した企業に対し売掛債権等を有している者 ②倒産した企業との取引依存度が10%以上である者 ③倒産企業等から事業を承継するもの ④最近3ヶ月間の売上高（受注高）又は経常利益が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少している者 ⑤地震、大雨災害等突発的な事態の発生により、経営の安定に支障を生じている者 ⑥青森県中小企業再生支援協議会の支援を受けて経営再生計画した者
資金使途	運転資金（融資対象者の③・⑤・⑥は運転資金及び設備資金）
融資限度額	融資対象者の①は3,000万円又は売掛債権額のいずれか低い額 ②は3,000万円 ③は1億円 ④は2,000万円 ⑤は3,000万円 ⑥は3,000万円又は経営再生計画における新規融資所要額の2分の1のいずれか低い額
融資期間	融資対象者の①～②は10年以内（うち据置2年以内）③は設備15年以内（うち据置3年以内）運転10年以内（うち据置3年以内）④は7年以内（うち据置1年以内）⑤は10年以内（うち据置2年以内）⑥は10年又は経営再生計画期間のいずれか短い期間以内（据置2年以内）
融資利率	年1.9%（融資対象者の⑥は金融機関所定利率）
保証料率	有担保保証 年0.95%（※1）、無担保保証 年1.05%（※1） 〔融資対象者の⑥は 有担保保証 年1.2%（※1）、無担保保証 年1.3%（※1）〕 経営安定関連保証（※2）等の特例保証に該当 年0.7% （融資対象者の⑥は年0.95%） 売掛債権担保融資保証に該当 年0.85% ※1 過去の返済状況等により、割引制度が適要される場合あり。 ※2 経営安定関連保証を利用するには、一定の要件に該当することを認定する市町村長の認定書が別途必要です。
保証人及び担保	保証人は1名以上とし、必要に応じて担保を徴求する。
推薦受付場所	十和田商工会議所 この融資制度の申込みにあたっては、商工会議所会頭の推薦書が必要です。 推薦は毎月5日・15日・25日に行います。
実施期間	平成16年4月1日～平成17年3月31日（最終推薦日は平成17年3月24日です）
取扱金融機関	青森県内に本店もしくは支店を有する金融機関のうち、この制度に賛同する金融機関